

令和3年度

東京都

就職氷河期世代雇用安定化

支援助成金

申請の手引き

◎申請にあたっては、必ずTOKYOはたらくネットに掲載している
最新版の手引きをご覧ください。



東京都産業労働局

令和3年10月13日 新版

目次

○ 用語の定義	3
○ 東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金申請等について	4
1 助成金の目的	4
2 交付対象	4
3 交付額	6
4 手続きの流れ	7
5 申請期間	8
6 申請方法等	9
7 交付決定通知	10
8 交付申請の撤回、取組計画の中止、申請事業主に係る変更	10
9 現地確認（進捗状況の確認）等について	10
10 実績報告	11
11 交付対象労働者への支援事業の実施（3か月間の支援期間）	11
12 額の確定通知	14
13 助成金の交付	14
14 助成金交付決定の取消し、助成金の返還	14
15 注意事項等	15
○ 提出書類一覧	16
1 交付申請時に提出する書類	16
2 交付申請の撤回・事業実施計画の中止・申請事業主に係る変更が生じた場合に提出する書類	18
3 実績報告時に提出する書類	19
○ 書類記入例・記入上の注意点等	20
参考 日本標準産業分類（大分類）一覧	20

【令和3年10月13日改訂】

第5回申請受付期間が令和3年10月29日(金)から**令和3年11月8日(月)**に変更したことに伴い、下記記載部分を変更いたしました。

「5 申請期間 (p.8)」

「8 交付申請の撤回、事業実施計画の中止、申請事業主に係る変更」(p.10)

用語の定義

- (1) 事業主とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業主のことをいいます。
- (2) 中小企業事業主とは、その資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主のことをいいます。

なお、小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の具体的な内容は、日本標準産業分類（平成25年10月30日付け総務省告示第405号）による業種区分とします。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

※医療法人などで資本金・出資金を有している事業主についても、上記の表の「資本金の額・出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」により判定します。

- (3) 事業所とは、雇用保険法第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業所（以下「雇用保険適用事業所」という。）によらず、労働者が勤務する事務所（出張所・営業所等を含む。）のことをいいます。
- (4) 正規雇用労働者とは、以下の要件をすべて満たした労働者のことをいいます。
- なお、正規雇用労働者については、就業規則に規定されていること。
- ア 期間の定めのない労働契約を締結していること。
- イ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じであること。
- ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、休日及び定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。
- (5) 支援期間とは、交付対象事業主が対象労働者に対して支援を行う3か月間の期間のことをいいます。（各申請回ごとに支援期間が定められています。）
- (6) メンターとは、対象労働者に対し、第6条第1項第4号に定める支援を行うに当たり、選任された指導育成者のことをいいます。

1 助成金の目的

助成金は、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃した事等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就職が困難な者を、正規雇用労働者として雇用し、計画的な育成計画の策定など、労働者が安定して働き続けられる労働環境整備を行った事業主に対し都が助成金を交付することにより、労働者の雇用安定を図ることを目的とする。

2 対象

【対象となる事業主】

助成金の交付対象とする事業主（以下「交付対象事業主」という。）は、次の各号を全て満たしているものとする。

なお、要件を全て満たした場合でも、知事が適正と認めない場合は、交付対象とならないことがあります。

- (1) 中小企業事業主であること。
- (2) 東京労働局管内に雇用保険適用事業所があること。
- (3) 以下のいずれかに該当していること。
 - ①国の特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コースまたは平成31年4月1日以降に実施した安定雇用実現コース）（以下「就職氷河期コース」という。）の支給決定を受けていること。
 - ②以下のアまたはイの都の就職支援事業を利用し、同事業を都から受託（再受託含む）する事業者から職業紹介を受け、対象労働者を正規雇用労働者として採用すること。
 - ア（公財）東京しごと財団（受託事業者含む）が令和2年4月1日以降に実施する、就活エクスプレス事業、ミドルチャレンジ事業（J o bトライ）、東京しごと塾事業及び雇用創出・安定化支援事業
 - イ ミドル世代正規雇用支援事業（就職氷河期世代キャリア・チャレンジ）（以下「ミドル正規雇用事業」という。）及び雇用安定化就業支援事業
- ※非正規社員を経て、正規雇用労働者として雇用された場合は、本助成金の対象となりません。
- (4) 対象労働者を、非正規社員を経ずに、正規雇用労働者として雇用し、採用後、正規雇用労働者として、6か月継続して雇用していること。
- (5) 交付申請日時点で、対象労働者が在職し、支援可能な状況にあること。
- (6) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間、事業主の都合による従業員の解雇（勸奨退職を含む）をしていないこと。ただし、次のア、イに該当する場合を除く。
 - ア 当該労働者の責めに帰す理由による解雇
 - イ 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
- (7) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月31日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
- (8) 法人住民税及び法人事業税（個人事業主の場合は、個人住民税及び個人事業税）の未納がないこと。

なお、未納とは、納付する義務のある者が、定められた期間内に金銭等を納めないことをいいます。
- (9) 交付申請日の前日から起算して過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (10) 労働関係法令について、次のアからケを満たしていること。
 - ア 従業員に支払われる賃金が、東京都の最低賃金額（特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。

- イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に割増賃金が追加で支給されていること。
 - ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定(36協定)」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間(特別条項を付帯した場合はその上限時間)を超える時間外労働をさせていないこと。
 - エ みなし労働時間制(事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制)において、労使協定又は労使の合意で定めた時間が法定労働時間を超える場合、その時間が月80時間以下であること。
 - オ 交付申請日の前日から起算して過去6か月の時間外労働の平均が月80時間を超える労働者がいないこと。
 - カ 令和2年4月1日から交付申請日の前日まで、労働基準法に定める時間外労働の上限規制を順守していること。(原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間(年6か月まで)、時間外労働が年720時間以内(ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要))
 - キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。
 - ク 労働基準法第39条第7項(年次有給休暇について年5日を取得させる義務)に違反していないこと。
 - ケ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (12) 暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。))及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

【対象労働者】

- (1) 雇用された日から支援期間終了の日まで、都内の事業所に在籍していること。
- (2) **平成31年4月1日以降**に正規雇用労働者として雇用されていること。
- (3) 雇い入れ日時点の満年齢が30歳以上60歳未満であること(但し、雇用創出・安定化支援事業(雇用安定化就業支援事業含む)については満年齢が35歳以上54歳以下に限る)。
- (4) 次のア、イのいずれかに該当すること。
 - ア 就職氷河期コースの支給対象となった労働者であること。
 - イ 都が、令和2年度以降に実施する就職氷河期世代を対象とした次の(ア)から(オ)のいずれかの就職支援事業(※1)に参加し、同事業を都から受託(再受託含む)する事業者から職業紹介を受け、非正規雇用を経ずに、正規雇用労働者として就職した労働者であること。
 - (ア) 就活エクスプレス事業
 - (イ) ミドルチャレンジ事業(Jobトライ)
 - (ウ) 東京しごと塾事業
 - (エ) 東京都ミドル世代正規雇用支援事業(就職氷河期世代キャリア・チャレンジ)
 - (オ) 雇用創出・安定化支援事業(雇用安定化就業支援事業含む)(雇い入れ日時点の満年齢が35歳以上54歳以下に限る)
- (5) (4)イの就職支援事業に参加する前に雇用の内定を受けていないこと。
- (6) 雇用された日の前日から起算して3年前の日から雇用された日の前日までの間に、当該雇入れ

に係る事業所と雇用関係にないこと。

- (7) 雇い入れに係る事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族(民法(明治29年法律第89号)第725条)でないこと。
- (8) 派遣労働者の場合は派遣元の事務所が、出向者の場合は出向元の事務所が、テレワーク利用の場合は所属する事務所がそれぞれ都内であること。

※1 東京都の支援事業の詳細については、下記URLをご覧ください。

就活エクスプレス事業	https://shu-katu-express.com/
ミドルチャレンジ事業	https://www.tokyoshigoto.jp/middle/work/
東京しごと塾事業 (パソナ)	https://4510jk.jp/
東京しごと塾事業 (パーソルテンプスタッフ)	https://sigotojuku-thc.tokyo/
雇用創出・安定化支援事業	https://www.tokyoshigoto.jp/sougou/koyo_sousyutu/

※ミドル世代正規雇用支援事業、雇用安定化就業支援事業は令和2年度で終了しました。

3 交付額

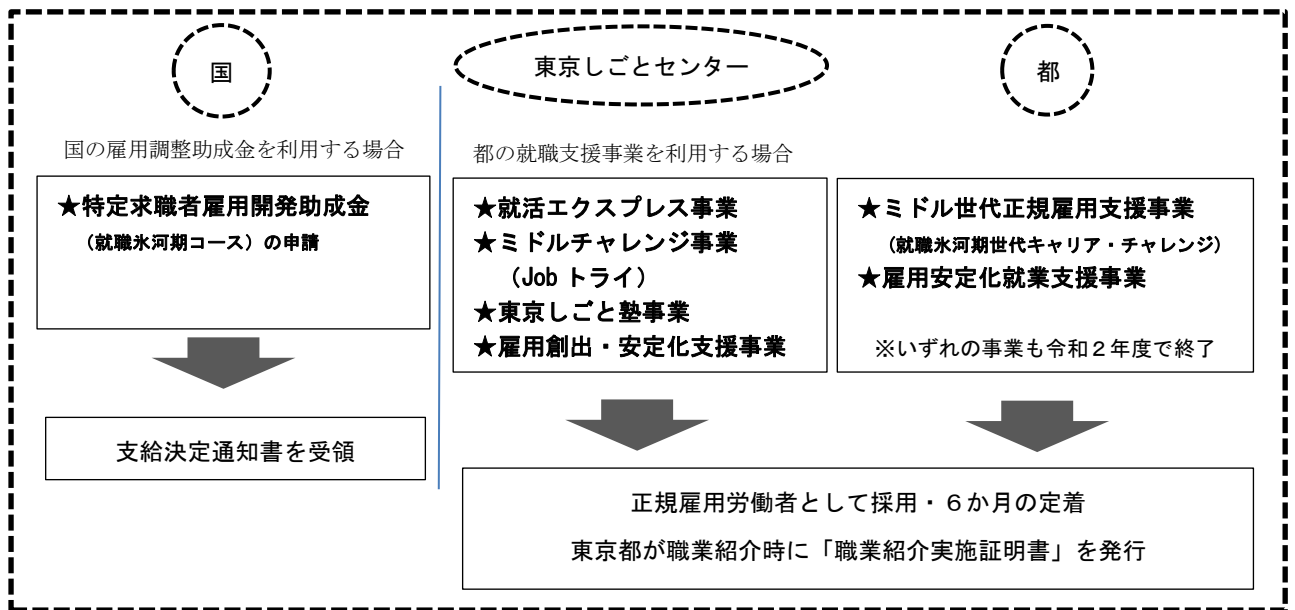
対象労働者数に応じ、下記に定める額を支給します。

対象労働者数	支給額
1人	30万円
2人	60万円
3人以上	90万円

※本助成金への申請は1年度につき1事業所(雇用保険適用事業所)3回かつ3人を限度とし、1年度の上限額は90万円です。

※同一の事業主が、同一の対象労働者について、交付決定を受けられるのは1回を限度とします。

4 手続きの流れ ★（オレンジ色）の部分が必要の方が本助成金のために行う手続きになります。



★正規雇用化推進窓口へ交付申請書を原則郵送にて提出

P 8 「5 申請期間」第1回～第5回のいずれかの交付申請受付期間に申請

都より、交付決定通知書を送付

★支給対象労働者への支援事業の実施（3か月間の支援期間）

- ① 指導育成計画（3年間）の策定（支援期間開始日から1か月を目安）
 - ② 指導育成者（メンター）の選任及びメンターによる指導（※支援期間開始日から2週間以内に選任 ※支援期間中3回以上（3日以上））
 - ③ 指導育成計画に基づく研修の実施（※支援期間中1回・2時間以上）
- ※支援期間終了時に支給対象労働者が在籍していること。

★実績報告書を提出

※交付申請をした回で決められた実績報告受付期間に提出してください。

都より、助成金の額の確定通知書を送付

都が、助成金を振込

5 申請期間

本助成金は、以下のとおり第1回から第5回まで交付申請受付期間があり、各回に応じた支援期間、実績報告受付期間が設定されています。

東京労働局長が発行する支給決定通知書を受理後、または、東京都様式11号による証明書を受理後、下記の交付申請受付期間内に申請を行ってください。予算の範囲を超えた場合は、年度途中であっても申請受付を終了することがありますので、あらかじめご了承ください。

受付終了時には、ホームページ「TOKYOはたらくネット」にてご案内しますので、申請の際は必ずホームページをご確認ください。

申請回	交付申請受付期間	支援期間	実績報告受付期間
第1回	5月24日(月)～6月30日(水)	8月1日～10月31日	11月1日(月)～11月25日(木)
第2回	7月9日(金)～7月30日(金)	9月1日～11月30日	12月1日(水)～12月24日(金)
第3回	8月6日(金)～8月31日(火)	10月1日～12月31日	1月4日(火)～1月25日(火)
第4回	9月10日(金)～9月30日(木)	11月1日～1月31日	2月1日(火)～2月25日(金)
第5回	10月8日(金)～ 10月29日(金) 11月8日(月)	12月1日～2月28日	3月1日(火)～3月25日(金)

※支援が確実に実施できる申請回を選択して申請してください。

※各回に設定されている支援期間内に取組が実施できない場合や実績報告受付期間に実績報告の提出がない場合は、本助成金を受けられません。

6 申請方法等

事業実施計画書兼交付申請書（様式第1号）を作成し、書類をすべて整えて、各回の交付申請受付期間に下記担当まで原則**郵送**でご提出ください。

※やむを得ず窓口で提出する場合は、開庁時間内に提出してください。開庁時間外の受付はできません。（開庁時間：平日の8時30分から17時15分まで）。

※**郵送による受付は、各回の交付申請受付期間中の消印を有効とします。**申請受付期間中に消印のない封筒で届いた場合は、到着日とします。書類の到着日が受付期間中であっても、**消印が受付開始日前である場合は受付できません。**

※郵送方法は、送達記録が残る簡易書留等により送付してください。なお、申請書類は信書に該当しますので、信書の送付が禁止されているメール便、宅配便等は使用しないでください。

郵便事故については一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

※郵便物が料金不足で郵送されてきた場合は、受理せずに返却いたします。

※書類不備・不足があった場合は、受理せず返却いたします。

※FAXやメールによる申請、問合せ等はできません。

◎ 提出書類：

P.15「15 注意事項等」、P.16「1 交付申請時に提出する書類」も合わせてご確認ください。

◎ 担当（郵便送付先）

東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課 東京都就職氷河期世代雇用安定化支援担当

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-4-2-10 ハローワーク新宿 5階

電話 03-6205-6730（ダイヤルイン）

◎ 案内図



宛先には、
「東京都就職氷河期世代
雇用安定化支援担当」
と「5階」を必ず入れて
ください。

- ・ JR
新宿駅東口から徒歩10分
大久保駅南口から徒歩7分
新大久保駅から徒歩8分
- ・ 都営大江戸線
新宿西口駅 D3 出口から徒歩9分
東新宿駅 A1 出口から徒歩9分
- ・ 東京メトロ副都心線
東新宿駅 A1 出口から徒歩9分
- ・ 西武新宿線
西武新宿駅北口から徒歩1分

7 交付決定通知

各回の交付申請受付期間終了後、交付決定通知書を送付します。

※審査の状況により、支援期間にずれ込む場合がありますので予めご了承ください。

8 交付申請の撤回、取組計画の中止、申請事業主に係る変更

(1) 交付申請の撤回

交付申請の撤回を行う場合は、右表の撤回届提出期限（**必着**）までに、「申請撤回届（様式第5号）」を提出してください。

※撤回届を提出した場合は、年度内の申請回数にカウントされず、交付金額も使用されたものとはみなされませんので再度申請することができます。

申請回	撤回届提出期限
第1回	7月15日(木)
第2回	8月13日(金)
第3回	9月15日(水)
第4回	10月15日(金)
第5回	11月22日(月)

(2) 事業実施計画の中止

撤回届提出期限の翌日以降に、事業実施計画を中止する場合は、速やかに「中止等承認申請書（様式第9号）」を提出してください。

※中止承認申請書を提出した場合は、年度内の申請回数にカウントされ、交付金額も使用されたものとみなします。

(3) 申請事業主に係る変更

交付申請後に申請事業主の名称、所在地、代表者、代表者印のいずれかを変更する場合は、速やかに「申請事業主に係る事項の変更報告書（様式第8号）」及び必要な添付書類を提出してください。

9 現地確認（進捗状況の確認）

(1) 支援事業の進捗状況の確認

指導育成計画書に基づく支援事業の進捗状況を確認するため、支援期間中に各事業所を訪問させていただく場合があります。

確認にあたっては、メンター又は指導育成を行う職場の方などに、訪問や電話により、支援事業の進捗状況等についてヒアリングを行うとともに、今後の取組についてお話をお伺いします。

(2) 支援期間終了後の確認

対象者の定着状況など、助成金の実績確認として、実績報告書提出後、アンケートや現地確認をさせていただく場合があります。

10 実績報告

実績報告書（様式第6号及び同別紙1）を作成し、書類をすべて整えて、各回の実績報告受付期間に下記担当まで原則**郵送**でご提出ください。

○やむを得ず窓口を持参する場合は開庁時間内に提出してください。開庁時間外の受付はできません。

（開庁時間：平日の8時30分から17時15分まで）

○郵送方法は、送達記録が残る簡易書留等により送付してください。なお、申請実績報告書類は信書に該当しますので、信書の送付が禁止されているメール便、宅配便等は使用しないでください。郵便事故については一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

○書類不備・不足の場合や実績報告受付期間外の受付できません。なお、郵送する場合、各回の実績報告**受付期間中の消印**を有効とします。申請実績報告受付期間中に、消印のない封筒で届いた申請実績報告書は書類の到着日とします。また、書類の到着日が受付期間中であっても**消印が受付開始日前である場合は受付できません**。

○郵便物が料金不足で郵送されてきた場合は、受理せずに返送いたします。

○FAX、メールでの実績報告受付、問合せ等は一切しておりません。

○各回の実績報告受付期間の最終日までに提出がなかった場合は、取組が実施されなかったものとみなします。この場合、助成金は支払われません。

○各書類の記載内容について、電話で問い合わせることがあります。

○取組期間における取組を実施したとしても、**実績報告書の記載内容の不備や不足、確認書類がない等の場合は、実績の確定ができず、不交付となる場合があります**。

◎提出書類

P.19「3 実績報告時に提出する書類」

◎担当（郵便送付先）

東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課 東京都就職氷河期世代雇用安定化支援担当

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-4 2-10 ハローワーク新宿 5階

電話 03-6205-6730（ダイヤルイン）

宛先には、「東京都就職氷河期世代雇用安定化支援担当」と「5階」を必ず入れてください。

11 交付対象労働者への支援事業の実施（3か月間の支援期間）

1 指導育成計画書の策定（P.31）

各職場において個々の対象労働者に即した人材育成を行うため、対象労働者との面談や業務上のやり取りを通じて、今後の業務に必要な資格、勤務にあたって配慮することなどを把握し、3年後の到達目標や、年度ごとの目標及び具体的な育成内容を策定してください。

①対象労働者1人につき、1枚作成してください。

②所属長が対象労働者と必ず面談を行い、対象労働者の了解を得たうえで支援期間開始日から1か月以内に作成してください。

③3年後の到達目標は、対象労働者の状況や今後期待することなども含め、キャリアプランを踏まえて記載してください。

④各年の目標は、数値目標を入れる等、具体的に記載してください。

⑤署名日は面談実施日（支援期間開始から1か月以内）を記入してください。

⑥**所属長（※1）及び対象労働者は、署名欄に自署してください**（原本の提出が必要）。

※1 所属長とは、対象労働者が所属する部門の長（対象労働者の人事評価を決定する方）になります。

2 メンターの選任・指導報告書の策定（P.33）

支援期間中に「メンター（指導育成者）」（※2・3）を選任し、対象労働者に対しOJT（※4）による指導を行い、**指導終了後に対象労働者が自署してください**（原本の提出が必要）。

（1）メンターの選任

①メンターは支援期間開始日より2週間以内を目処に選任してください。

②対象労働者1名に対し、1名のメンターを選任してください。1人のメンターが、複数の対象労働者を担当することは可能です。複数のメンターが、1人の対象労働者を担当することは不可とします。

③支援期間中に、対象労働者やメンターが、異動等により異なる事務所に勤務する等、常にOJTによる指導ができなくなった場合は、新たにメンターを選任してください。

※2 本助成金におけるメンターとは、職場において、対象労働者の指導・育成を担う上司や先輩社員等のことを指します。このため、メンターと対象労働者は、同一事務所に勤務し、同じ係やグループ、同じフロアに在籍するなど、常にOJTによる指導ができる方を選任してください。

※3 メンターは、従業員数が少ない事業所においては、代表取締役、取締役等も可とします。

※4 OJTはOn-the-Job Training（オンザジョブトレーニング）の略称で、実際の現場において、上司や先輩等が指導役となり、実際の業務を行う中で必要な知識や技能を身につけさせていく指導、教育のことです。

（2）メンターによる指導

①メンターは、対象労働者に対して、OJTにより指導を実施してください。

②対象労働者への指導は、対象者の出勤日に合わせて実施してください。

③支援期間中（3か月間）に3回以上（3日以上）実施してください。

④指導内容は、指導の目標、指導内容、目標達成の結果など具体的に記載してください。

（3）対象労働者による署名

①対象労働者は、「メンター選任・指導報告書（様式第6号別紙2）」の内容を最終指導日以降、支援期間中に確認し、対象者署名欄に自署してください（原本の提出が必要）。

3 研修実施報告書の作成（P.34）

（1）対象労働者に対して、支援期間中に外部研修又は社内研修を1回以上かつ2時間以上実施してください。

研修は、指導育成計画書における1年目の取組目標にあわせた資格取得、知識・技術等の習得に向けたものとし、実技・座学ともに可能です。

①外部研修

・業務に必要な資格取得の講座、技術・技能習得のセミナーやWEBによる研修などが対象となります。

・長期間にわたる研修でも、支援期間内に受講日が入っていれば対象となります。

②社内研修

・資格取得、知識・技術等の習得を目的とした社内での講習会、勉強会又は集合研修に参

加させることなどが対象となります。ただし、指導育成計画書の取組内容・育成内容に沿った研修に限ります。定例の会議など通常の業務に付随するものやOJTと同様のもの及び基本的なマナー研修などは対象となりません。

・Web等による研修は、一方的に視聴するだけでなく、その場で講師との質疑応答が可能な環境でないと対象になりません。

(2) 研修実施後に、「研修実施報告書(様式第6号)」を作成してください。

- ① 「研修実施報告書」は、対象労働者1人につき1枚作成してください。同じ研修に複数名が受講した場合は、対象労働者ごとに作成してください。
- ② 内容が異なる研修を複数回実施した場合は、研修ごとに「研修実施報告書」を作成してください。
- ③ 「対象者の研修受講(実施)目的」は、指導育成計画書の取組目標に合わせて記載してください。「〇〇資格の取得」「マネジメント能力の向上」など具体的に記載してください。
- ④ 「研修計画」には、研修名、研修の内容、実施期間、社内研修の場合は「講師役職・氏名」、外部研修の場合は「実施機関名」を記載してください。
- ⑤ 研修を2日以上実施した場合は受講日を追記してください。
また、受講時間数の受講日ごと内訳を記載してください。
- ⑥ 研修の内容が分かるものとして、研修通知書、パンフレット、テキストの抜粋(写し)のいずれかを添付してください。
- ⑦ 対象労働者は「研修実施報告書」の内容を確認後、最後の研修日以降で支援期間中の日付を記入し、対象者署名欄に自署してください(原本の提出が必要)。

4 支援期間中の対象労働者の勤務実績の確認

支援期間3ヶ月分の「出勤簿またはタイムカード」の写しを提出してください。

東京都が実施する**キャリアアップ講習**等も対象となります！

★キャリアアップ講習とは、主に中小企業で働く方を対象とした、スキルアップや資格試験受験対策等のための短期講習です。

詳細については下記URL(TOKYOはたらくネット)をご覧ください。

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/zaishokusha-kunren/carr_up/

[トップページ](#) > [在職者向け職業訓練](#) > [キャリアアップ講習](#)

ぜひ、外部研修として
ご活用ください！

12 額の確定通知

実績報告書受理後、審査により実施が適当と認められた場合、額の確定通知書を送付します。
※審査の状況により、遅れる場合がありますので予めご了承ください。

13 助成金の交付

額の確定通知書を送付後、支払金口座振替依頼書に記載された口座に助成金を振り込みます。
審査の状況により、遅れる場合がありますので予めご了承ください。
振込完了のご連絡は行いませんので、通帳の記帳等で東京都振込名義の記載をご確認ください。
東京都振込名義：「ト.コヨ.ロト`カンキヨ.トキヨトカクイカリキョクスイトカ」（通帳は10～11文字の表記）
支払金口座振替依頼書は、過去に他の助成金等で東京都に提出をしていますが、就職氷河期世代雇用安定化支援助成金を申請する際に提出が必要です。

14 助成金交付決定の取消し、助成金の返還

- (1) 以下のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- ① 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の支給決定取消しや返還請求があったとき。
 - ② 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。
 - ③ その他助成金等の支給の決定の内容、これに付した条件、その他法令又は当助成金交付要綱に基づく命令に違反したとき。
 - ④ 廃業、倒産等により取組事業の実施が客観的に不可能になったとき。
 - ⑤ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - ⑥ その他交付要件に該当しない事実が明らかになったとき。
- (2) (1) ①について報告がない場合でも、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の支給決定取消しや返還請求があったと認められたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (3) 助成金の交付決定を取り消した場合は、既に事業主に支給した助成金について期限を定めて返還等をしていただきます。

15 注意事項等

(1) 書類の提出に関する注意事項

- ①助成金に関する各様式には、**印鑑証明書と同じ代表者印を押印**してください。印影が不鮮明の場合には再提出をお願いする場合があります。
- ②申請事業主名、提出代行者名を記載したセルフチェックリストと送付状を記載してご提出ください。
- ③提出書類において記載内容の軽微な修正は捨印（印鑑証明書の印鑑）対応が可能です。
- ④**鉛筆・消せるボールペン・修正液・修正テープを使用した場合は再提出となります。**
- ⑤提出された書類は原則返却することができません。
- ⑥必要に応じ、本手引きに記載のない書類についても提出を求める場合があります。
- ⑦申請書について、社外の代理人が提出代行する場合は、「委任状（様式第10号）」を添付してご提出ください。ただし、内容により、事業主担当者に直接確認させていただくことがあります。
※提出代行者の事務所・会社名、代表者・担当者氏名を明示していただくため、提出代行印のみでの提出は不可とします。
- ⑧やむを得ず窓口で書類を持参される場合は、持参された方の本人確認書類（社員証、有資格証、名刺など）を提示してください。
- ⑨**控えに受理印の押印を希望される場合は**、以下の書類を1部ご提出ください。郵送の場合は、これに加えて事業主あての返信用封筒（切手貼付）を同封してください。
【交付申請書の提出時】「事業実施計画書兼交付申請書（様式第1号）」の写し（1枚のみ）
【実績報告書の提出時】「実績報告書（様式第6号）」の写し（1枚のみ）
- ⑩各様式は、拡大、縮小、加工をしないでください。
- ⑪審査にあたって、必要に応じ、東京都から国へ照会を行うことがあります。
- ⑫支払金口座振替依頼書は、過去に東京都に提出していても、再度提出が必要です。

(2) 助成金支給後の注意事項（関係書類の保存等）

助成金に係る全ての関係書類及び帳簿類は、交付決定のあった日の属する年度（4月1日から翌年3月31日）終了後、5年間保存してください。

※令和3年度中に交付決定があった場合には、令和9年3月31日が保存期限となります。

(3) 個人情報の保護について

都は提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」「東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年12月21日条例第113号）」及びその他の関係法令に基づいて管理します。

書類の提出にあたっては、提出書類に本助成事業に関係のない個人情報が含まれている場合、必要に応じてその部分を黒塗りする等の対応を行った上で提出してください。

提出書類一覧

書類の提出に際しては、P.15「15 注意事項等」、P.21～P.23「セルフチェックリスト」の注意事項も合わせてご確認ください。「写し」とあるものについては、原本ではなく写しをご用意いただき、**白黒印刷**でご提出願います。また、カメラ撮影した画像やスキャナー等でスキャンした画像を印刷したものではなく、コピーを取ったものをご提出願います。

1 交付申請時に提出する書類

東京労働局より就職氷河期雇用安定化コースまたは平成31年度の安定雇用実現コースの支給決定通知書を受理後、または、令和2年度実施の都の就職支援事業を利用し、正規雇用労働者として採用した場合で証明書（東京都様式11号）を受理後、**P.8に示す交付申請受付期間**に提出してください。

No.	提出書類	部数
【共通】		
●	提出書類 セルフチェックリスト（① 交付申請時）【P.21】 ※本チェックリストの提出は任意ですが、必ず事前に書類が揃っているか確認してください。	1部 (任意)
1	事業実施計画書兼交付申請書（※1参照） ※雇用保険適用事業所ごとに作成してください。 ①東京都様式第1号 ②東京都様式第1号内訳	1部 1部
2	【国の特定求職者雇用開発助成金を利用して申請する場合】 ①特定求職者雇用開発助成金支給申請書の写し（就職氷河期世代安定雇用実現コースは様式第4号氷または様式第5号氷/安定雇用実現コースは様式第4号安または様式第5号安） ※ハローワークの受理印があるもの ②「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇用状況等申立書」（様式第6号氷または様式第6号安） ③（就職氷河期コースのみ）「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇用状況等（勤務実態等）申立書」（様式6号氷別紙） ④上記No2に係る特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代雇用安定化コースまたは平成31年度の安定雇用実現コース）支給決定通知書の写し 【都の就職支援事業を利用して申請する場合】 都が実施する就職氷河期世代を対象とした就活エクスプレス事業、ミドルチャレンジ事業（Jobトライ）、東京しごと塾事業、東京都ミドル世代正規雇用支援事業、雇用創出・安定支援事業（雇用安定化就業支援事業を含む）を利用したことの証明書（東京都様式第11号）（原本） ※都から職業紹介時に発行されたもの	1部 1部 1部 1部 1部
3	誓約書（東京都様式第2号） ※すべてのチェック項目にチェック☑を入れてください。	1部
4	印鑑証明書（ 原本 ） ※発行日から3か月以内のもの 【法人の場合】 法務局で発行されたもの 【個人の場合】 代表者の方の居住する区市町村で発行されたもの	1部
5	納税証明書（ 原本 ） ※申請日時点で、納期が確定した直近のもの （※2、3、7、8参照） 【法人の場合】 ①法人住民税、②法人事業税（いずれも都税事務所発行） 【個人の場合】 ①個人住民税（区市町村発行）、②個人事業税（都税事務所発行） ※法人・個人いずれの場合も①②両方とも必要です。	1部

6	<p>会社概要がわかるもの</p> <p>【法人の場合】・商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本）（※4参照）</p> <p>※発行日から3か月以内のもの</p> <p>・資本金が5000万円を超える場合は従業員数がわかる書類(会社案内HP等)</p> <p>【個人の場合】・個人事業の開業・廃業等届出書の写し（※5参照）</p> <p>・従業員数がわかる書類(会社案内HP等)</p>	1部
7	支払金口座振替依頼書（新規・変更用）（都指定様式）（※6参照）	1部
8	振込口座の通帳又はキャッシュカード等口座名義人(カタカナ)が記載されているものの写し（※上記8を提出する場合に添付）（通帳のP.2～3の見開きページの写し）	1部
9	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(写し)	1部
10	(都の就職支援事業を利用した場合のみ)正規雇用したことがわかる書類(雇用契約書)	1部
【提出代行者が申請する場合のみ】		
11	委任状（東京都様式第10号）	1部
【控えに受理印を押印されたものを希望する場合のみ】		
12	上記1「事業実施計画書兼交付申請書（東京都様式第1号）」の控え（1枚のみ）	1部
13	返信用封筒（切手貼付） ※郵送の場合、宛名は申請事業主に限ります。	1部

※1 対象労働者の姓が変更になっている場合は、変更履歴が分かる証明書（運転免許証の写し、雇用保険被保険者氏名変更届など）を提出してください。

※2 非課税の場合は課税されることが分かるものを提出してください。

個人事業税が非課税の場合は、確定申告書B(第一表)の写しを提出してください。

※3 申請日時時点で初めての納付期限前の場合は、設立日、決算期、開業日が分かるものとして、次の書類を提出してください。

①法人の場合：法人設立届の写し ②個人事業主の場合：個人事業の開業・廃業等届出書の写し

※4 登記上の本店所在地と、特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた雇用保険適用事業所の所在地が異なる場合または採用事業所の、登記上の本店との同一性及び事業地での経営実態を確認するため、賃貸借契約書、法人設立届、営業許可証等両者の所在地が確認できる書類を添付してください。

※5 個人事業主の代表者の居住地と事業地が異なる場合は、賃貸借契約書、営業許可証等両者の所在地が確認できる書類を添付してください。

※6 新型コロナウイルスの影響で申告延長を行っている場合は、以下の書類をご提出ください。

(原則①、近日で納付したため納税証明が発行されない場合は②を提出)

①納期が直近の納税証明書（申請日時時点で、納期が確定した直近のもの）

※申告延長している場合も納付が必ず必要になります。

②本来の決算期からの納付遅延の理由が新型コロナウイルス感染症であることがわかる書類

(延長申請書・申告書に「新型コロナウイルス感染症による」などの記載があるもの(写し))

※7 新型コロナウイルスの影響で納税猶予を受けている場合は、前年度分の納税証明書及び以下の書類いずれかをご提出ください。

①納税猶予決定通知書で、決定通知書にコロナによるとの記載あるのもの（「特」という記載があります）

②納税猶予決定通知書で、決定通知書にコロナによるとの記載ない場合、一時に納付することができない事情の詳細」欄に、コロナの影響が分かる記載があり、かつ、收受印押印済みの申請書（写し）を猶予決定通知書（写し）と合わせて提出してください。

※同一事業主において、同一の対象労働者には交付決定は1回のみ可能です。

2 交付申請の撤回、事業実施計画の中止、申請事業主に係る事項に変更が生じた場合に提出する書類

(1) 撤回する場合

交付申請後、P. 10 に記載の撤回届提出期限までに申請を撤回する場合は、以下の書類を速やかにご提出ください。

No.	提出書類	部数
1	申請撤回届（東京都様式第5号）	1部

(2) 中止（一部又は全部）する場合

撤回届提出期限の翌日以降に対象労働者の一部または全員が退職する等で事業実施計画を実施できない又は支援期間中に取組が終了せず計画を中止する場合は、以下の書類を速やかにご提出ください。

No.	提出書類	部数
1	中止承認申請書（東京都様式第9号）※一部または全部に○をつけてください。	1部

(3) 申請事業主に係る事項に変更が生じた場合

交付申請後に事業主の名称、所在地、代表者氏名、代表者印のいずれかに変更があった場合は、以下の書類を速やかに提出してください。

No.	提出書類	部数
【法人・個人共通】		
1	申請事業主に係る事項の変更報告書（東京都様式第8号）	1部
2	支払金口座振替依頼書（新規・ <u>変更用</u> ）（都指定様式）	1部
3	振込口座の通帳又はキャッシュカードなど口座名義人(カタカナ)が記載されているものの写し ※口座の内容に変更がない場合は提出不要です。	1部
【法人の場合】		
1	印鑑証明書（原本） ※発行日から3か月以内のもの	1部
2	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本） ※発行日から3か月以内のもの ※代表者印の変更のみの場合は不要	1部
【個人の場合】		
1	印鑑証明書（原本） ※発行日から3か月以内のもの 代表者の氏名、居住地、印鑑の変更の場合 ※氏名、居住地を変更した場合は変更履歴が分かる証明書(住民票等)も添付ください。	1部
2	個人事業の開業・廃業等届出書の写し ※事業地の名称、所在地の変更の場合	1部
【個人から法人になった場合（法人成）】		
1	個人事業の開業・廃業等届出書の写し	1部
2	法人設立届の写し	1部
3	印鑑証明書（原本） ※発行日から3か月以内のもの 法務局で証明された法人としてのもの	1部
4	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本） ※発行日から3か月以内のもの	1部

(4) 上記(1)～(3)に共通

No.	提出書類	部数
●	提出書類 セルフチェックリスト (② 撤回・中止・変更の場合)【P.22】 ※本チェックリストの提出は任意ですが、必ず事前に書類が揃っているか確認してください。	1部 (任意)
【控えに受理印を押印されたものを希望する場合のみ】		
1	各東京都様式の控え (1枚のみ)	1部
2	返信用封筒 (切手貼付) ※郵送の場合、宛名は申請事業主に限ります。	1部

3 実績報告時に提出する書類

支援期間終了後、各回の実績報告受付期間に以下の書類を提出してください。

No.	提出書類	部数
●	提出書類 セルフチェックリスト (③ 実績報告時)【P.23】 ※本チェックリストの提出は任意ですが、必ず事前に書類が揃っているか確認してください。	1部 (任意)
1	実績報告書 (東京都様式第6号)	1部
2	指導育成計画書 (東京都様式第6号別紙1)【対象者全員分】(※1参照)	各1部
3	メンター選任・指導報告書 (東京都様式第6号別紙2)【対象者全員分】(※2参照)	各1部
4	研修実施報告書 (東京都様式第6号別紙3)【対象者全員分】(※2参照)	各1部
5	研修内容がわかる研修通知書、パンフレット、テキストいずれか一つの抜粋 (写し)	1部
6	支援期間開始日を含む月から支援期間終了日を含む月までの出勤簿又はタイムカードの写し【対象者全員分】	1部
【控えに受理印を押印されたものを希望する場合のみ】		
7	上記1「実績報告書 (東京都様式第6号)」の控え (1枚のみ)	1部
8	返信用封筒 (切手貼付) ※郵送の場合、宛名は申請事業主に限ります。	1部

※1 指導育成計画書は所属長が必ず対象労働者本人と面談してから作成し、面談日(支援期間中の日付)を記載の上所属長署名欄、本人署名欄に自署し、原本を提出してください。

※2 指導育成計画書、メンター選任・指導報告書、研修実施報告書は対象労働者1名につき1部ずつ作成してください(支援期間中の日付を記入してください)。対象労働者は内容を確認後、署名欄に自署し、原本を提出してください。

書類記入例・記入上の注意点等

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト

(①交付申請時)		2 1
(②撤回・中止・変更した場合)		2 2
(③実績報告時)		2 3
(様式第1号)	事業実施計画書兼交付申請書	2 4～2 6
(様式第2号)	誓約書	2 7
(都指定様式)	支払金口座振替依頼書（新規・変更用）	
	【法人用】	2 8
	【個人用】	2 9
(様式第6号)	実績報告書	3 0
(様式第6号別紙1)	指導育成計画書	3 1～3 2
(様式第6号別紙2)	メンター選任・指導報告書	3 3
(様式第6号別紙3)	研修実施報告書	3 4
(様式第10号)	委任状	3 5
(様式第5号)	申請撤回届	3 6
(様式第8号)	申請事業主に係る事項の変更報告書	3 7
(様式第9号)	中止承認申請書	3 8

各様式は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」からダウンロードしてください。

TOKYOはたらくネット <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seiki-koyo/kigyuu/hyogaki/>

[トップページ](#) > [正規雇用化支援](#) > [企業向け支援](#) > [東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金](#)

参考：日本標準産業分類（大分類）一覧

日本標準産業分類（大分類）一覧			
A	農業，林業	K	不動産業，物品賃貸業
B	漁業	L	学術研究，専門・技術サービス業
C	鉱業，採石業，砂利採取業	M	宿泊業，飲食サービス業
D	建設業	N	生活関連サービス業，娯楽業
E	製造業	O	教育，学習支援業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	P	医療，福祉
G	情報通信業	Q	複合サービス事業
H	運輸業，郵便業	R	サービス業（他に分類されないもの）
I	卸売業，小売業		
J	金融業，保険業		

自社の業種が不明な方は、総務省ホームページから確認できます。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html

提出は任意ですが、必ず事前に本チェックリストにて書類が揃っているか確認してください。

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト

(① 交付申請時)

事業主名	株式会社●● ※個人の場合は「代表者氏名(屋号)(例:新宿 次郎(新宿美容院))」
提出代行者名	〇〇社会保険労務士事務所 代表 △△

No.	名称	注意事項	提出
【共通】			
1	事業実施計画書兼交付申請書 ①東京都様式第1号 ②東京都様式第1号内訳	事業主の印鑑証明書を添付 事前に提出書類を確認し、提出にチェック☑してください。 採用された求職者の証明書を添付 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期コースまたは平成31年度実施の安定雇用実現コース)の支給申請額と支給決定額が異なる場合は申立書(参考様式1)を添付 雇用保険適用事業所番号が移転等で特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書に記載された番号から変更されている場合は、変更後の番号を記入し、雇用保険事業主事業所各種変更届の写しを添付してください。	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
【国の特定求職者雇用開発助成金を利用して申請する場合】			
2	①「特定求職者雇用開発助成金支給申請書」(第1期または第2期) (氷河期コースは様式第4号水または様式第5号水/安定雇用実現コースは様式第4号安または様式第5号安) ②特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇用状況等申立書(様式第6号水または様式第6号安) ③特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇用状況等申立書(様式第6号水別紙) ④上記2に係る特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期コースまたは31年度の安定雇用実現コース)支給決定通知書の写し	①「支給申請書」にハローワークの受理印があるもの ③就職氷河期コースを利用して申請する場合のみ 白黒コピー。カメラ撮影した画像での提出は不可	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
【都の就職支援事業を利用して申請する場合】			
3	警約書(東京都様式第2号)	都が実施する就職氷河期世代を対象とした就活エクスプレス事業、ミドルチャレ事業、東京しごと塾事業、東京都ミドル世代正規雇用化支援事業を利用したこと の証明書(東京都様式第11号)	<input type="checkbox"/>
4	印鑑証明書(原本) 【法人の場合】法務局で発行されたもの 【個人の場合】代表者の方の居住する区市町村で発行されたもの	事業主の所在地は印鑑証明書と同じ表記で記入(代表者名を署名した場合は押印不要、ゴム印を利用した場合は押印必要) すべてのチェック項目☑を満たしていなければ申請不可	<input checked="" type="checkbox"/>
5	納税証明書(原本) 【法人の場合】 ①法人住民税(都税事務所発行) ②法人事業税(都税事務所発行) 【個人の場合】 ①個人住民税(区市町村発行) ※ 代表者が都内在住の場合は、居住地の納税証明書 代表者が都外在住の場合は、事業地(都内)の納税証明書 ②個人事業税(都税事務所発行)	発行日から3か月以内のもの(申請日時点で登録されているもの) なお、同一年度に2回以上申請する場合も、 毎回原本を提出 申請日時点で、納期が確定した直近のもの(新型コロナウイルスによる猶予等は手引きp16、17を確認ください) なお、同一年度に2回以上申請する場合も、 毎回原本を提出 非課税の場合は、課税されないことが分かるもの(※)を提出 ※個人事業税が非課税の場合は「確定申告書B(第一表)」の写しを提出 申請日時点で初めての納付期限前の場合は、設立日、開業日がわかるもの(※)を提出 ※ 法人の場合は「法人設立届」の写し、個人の場合は「開業届」の写し	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	会社概要がわかるもの 【法人の場合】 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本) 【個人の場合】 個人事業の開業・廃業等届出書の写し	発行日から3か月以内のもの(申請日時点で登録されているもの) なお、同一年度に2回以上申請する場合も、 毎回原本を提出 登記上の本店所在地と、キャリアアップ助成金の支給決定を受けた雇用保険適用事業所の所在地が異なる場合は、登記上の本店との同一性及び事業地の経営実態を確認するため、賃貸借契約書、法人設立届、営業許可書等両者の所在地を確認できる書類を添付 資本金が5000万円を超える場合は従業員数がわかる書類 申請日時点で届出されているものを提出 個人事業の開業・廃業等届出書の写しがなければ事業開始等申告書または雇用保険適用事業所設置届の写しでも可 個人事業主の代表者の居住地と事業地が異なる場合には、賃貸借契約書、営業許可書等両者の所在地を確認できる書類を添付 従業員数がわかる書類	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	支払口座振替依頼書(新規・変更用)(都指定様式)	本助成金に初めて申請をする場合は必ず提出が必要です。	<input checked="" type="checkbox"/>
8	振込口座の通帳又はキャッシュカードなど口座名義人(カタカナ)が記載されているものの写し	上記7を提出する場合のみ添付	<input checked="" type="checkbox"/>
9	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(写し)		<input checked="" type="checkbox"/>
10	(都の就職支援事業を利用した場合のみ)正規雇用したことがわかる書類(雇用契約書)	国の特定求職者雇用開発助成金を利用して交付申請する場合は不要です。	<input type="checkbox"/>
【提出代行者が申請する場合のみ】			
11	委任状(東京都様式第10号)	委任者欄は、印鑑証明書と同じ表記で記入	<input checked="" type="checkbox"/>
【控えに受理印を押印されたものを希望する場合のみ】			
12	上記1事業実施計画書兼交付申請書(東京都様式第1号)の控え(1枚のみ)	控えの返送は交付申請書(東京都様式第1号)1枚のみです。	<input checked="" type="checkbox"/>
13	返信用封筒(切手貼付) ※郵送の場合	返信先は 事業主のみ とします(提出代行者には返信できません)。	<input checked="" type="checkbox"/>

提出は任意ですが、必ず事前に本チェックリストにて書類が揃っているか確認してください。

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト
 (② 交付申請の撤回、事業実施計画の中止、申請事業主に係る変更が生じた場合)

事業主名	株式会社●● ※個人の場合は「代表者氏名(屋号)(例:新宿 次郎(新宿美容院))」
提出代行者名	〇〇社会保険労務士事務所 代表 △△
都への交付申請日	□□◆◆年◆◆月◆◆日

事前に提出書類を確認し、提出にチェック☑してください。

(1) 撤回の場合

No.	名称	注意事項	提出
【共通】			
1	申請撤回届(東京都様式第5号)	撤回届提出期限(申請の手引きP.10参照)までに対象労働者全員の申請を取り場合に提出。 事業主の所在地は印鑑証明書と同じ表記で記入し、印鑑証明書と同じ代表者印を押印してください。	<input type="checkbox"/>

(2) 中止する場合

No.	名称	注意事項	提出
【共通】			
1	中止承認申請書(東京都様式第9号)	交付決定後に事業を中止する場合に提出(一部又は全部中止) 事業主の所在地は印鑑証明書と同じ表記で記入し、印鑑証明書と同じ代表者印を押印してください。	<input type="checkbox"/>

(3) 変更が生じた場合

No.	名称	注意事項	提出
【法人・個人共通】			
1	申請事業主に係る事項の変更報告書(東京都様式第8号)	変更後の印鑑証明書の表記で記入	<input checked="" type="checkbox"/>
2	支払金口座振替依頼書(新規・変更用)(都指定様式)	「変更用」に○で囲む ※口座に変更がない場合も、提出が必要	<input checked="" type="checkbox"/>
3	振込口座の通帳又はキャッシュカードなど口座名義人(カタカナ)が記載されているものの写し	振込口座に変更がある場合のみ添付	<input checked="" type="checkbox"/>
【法人】			
1	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)	発行日から3か月以内のもの 法人で、名称・所在地・代表者氏名が変更になった場合 履歴事項全部証明書で変更履歴が確認できない場合は、前所在地を管轄する法務局が発行する閉鎖事項全部証明書(原本)を提出	<input checked="" type="checkbox"/>
2	印鑑証明書(原本)	発行日から3か月以内のもの 法人で、名称、所在地、代表者氏名及び代表者印が変更になった場合	<input checked="" type="checkbox"/>
【個人】			
1	個人事業の開業・廃業等届出書の写し(変更)	個人で事業地の名称、所在地が変更になった場合	<input type="checkbox"/>
2	印鑑証明書(原本)	発行日から3か月以内のもの 個人で、代表者の氏名、居住地及び代表者印が変更になった場合 ※代表者の氏名及び居住地が変更になった場合は、変更履歴が分かる証明書(住民票等)も添付してください。	<input type="checkbox"/>
【個人から法人になった場合(法人成り)】			
1	個人事業の開業・廃業等届出書の写し(廃業)		<input type="checkbox"/>
2	法人設立届の写し	事業年度が記載されていること	<input type="checkbox"/>
3	印鑑証明書(原本)	発行日から3か月以内のもの 法務局で証明された法人としてのもの	<input type="checkbox"/>
4	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)	発行日から3か月以内のもの	<input type="checkbox"/>

(4) 共通

【控えに受理印を押印されたものを希望する場合のみ】			
1	各東京都様式の控え(1枚のみ)	控えの返送は各様式1枚のみです。	<input type="checkbox"/>
2	返信用封筒(切手貼付) ※郵送の場合	返信先は 事業主のみ とします(提出代行者には返信できません)。	<input type="checkbox"/>

提出は任意ですが、必ず事前に本チェックリストにて書類が揃っているか確認してください。

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト
 (③ 実績報告時)

事業主名	株式会社●● ※個人の場合は「代表者氏名(屋号)(例:新宿 次郎(新宿美容院))」		
提出代行者氏名	〇〇社会保険労務士事務所 代表 △△		
No.	名称		提出
【共通】			
1	実績報告書(東京都様式第6号)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主の所在地は印鑑証明書と同じ表記で記入し、印鑑証明書の代表者印を押印してください。 ・交付申請時から対象労働者の姓が変更になっている場合には、変更履歴が分かる証明書を添付 ※雇用保険被保険者氏名変更届の写し、運転免許証の写しなど 	<input checked="" type="checkbox"/>
2	指導育成計画書(東京都様式第6号別紙1) 【対象者全員分】	<ul style="list-style-type: none"> ・対象労働者1人につき、1枚作成すること ・支援期間開始日から1か月以内に作成すること ・所属長が対象労働者本人と面談を行った上で作成し、必ず所属長、対象労働者両者が自署すること ・署名日は面談実施日(支援期間開始日から1か月以内の日付)を記入すること。(署名) 	<input checked="" type="checkbox"/>
3	メンター選任・指導報告書(東京都様式第6号別紙2) 【対象者全員分】	<ul style="list-style-type: none"> ・対象労働者1人につき、1枚作成すること ・指導報告については、それぞれ指導した日ごとに詳細を記載(支援期間中3回以上かつ3日以上実施) ・対象労働者本人が署名欄に自署すること ・署名日はメンター指導日の最終日以降で支援期間中の日付を記入してください。 	<input checked="" type="checkbox"/>
4	研修実施報告書(東京都様式第6号別紙3) 【対象者全員分】	<ul style="list-style-type: none"> ・対象労働者1人につき1枚作成すること(同じ研修を受講していたとしても、1枚にまとめないよう注意) ・対象労働者本人が署名欄に自署すること ・署名日は研修実施日以降で支援期間中の日付を記入してください。 	<input checked="" type="checkbox"/>
5	研修内容が分かる研修通知書又はパンフレット又はテキストの抜粋(写し)		<input checked="" type="checkbox"/>
6	支援期間開始日を含む月から支援期間終了日を含む月までの出勤簿又はタイムカードの写し 【対象者全員分】		<input checked="" type="checkbox"/>
【控えに受理印を押印されたものを希望する場合のみ】			
7	上記1実績報告書(東京都様式第6号)の控え(1枚のみ)	控えの返送は実績報告書(東京都様式第6号)1枚のみです。	<input type="checkbox"/>
8	返信用封筒(切手貼付) ※郵送の場合	返信先は 事業主のみ とします(提出代行者には返信できません)。	<input type="checkbox"/>

事前に提出書類を確認し、提出にチェック☑してください。

捨
印

様式第1号（第8条関係）

提出日は交付申請受付期間内の
日付を記入してください。

令和●年●月●●日

東京都知事 殿

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

印鑑証明書と同じ表記で記入して
ください。【法人・個人共通】
※個人の場合、「名称」は屋号を
記入してください。

事業主の名称 株式会社都庁サービス

代表者役職・氏名 代表取締役 東京 一郎 印

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金
事業実施計画書兼交付申請書

印鑑証明書と同じ代表者
印を押印してください。

東京都就職氷河期安定化支援助成金（以下「助成金」という。）について、助成金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり申請します。

手引きのP.8の支援期間を記入してください。

(例) 第1回申請受付期間の場合

令和3年8月1日から令和3年10月31日まで

記

1 事業実施予定期間（支援期間）

令和●年▲月▲▲日から

令和●年▲月▲▲日まで

2 事業実施計画

対象労働者数 1人 2人 3人以上

金額の訂正は捨印で対応できませんので、ご注意ください。

3 助成金交付申請額

金 300,000 円

(助成金交付申請額の内訳)

対象労働者数	金額	交付申請額
1人	30万円	300,000円
2人	60万円	
3人以上	90万円	

登記本店
または雇
用保険適
用事業所
を記入し
てください。
(提出代
行者宛は
不可)

事業主の概要

事業所の所在地) 〒160-0000
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

企業全体で常時使用する
人数を記入してください。

書類送付先 〒 -
と異なる場合に記入) 同上

⑤での申請回数 0回(計0人) ④常用労働者数 50人
(年度、既に申請した回数)

業種 アルファベット 業種名 ⑥事業内容 グラフィック制作
(※2) G 情報通信業

⑦連絡先 所属 総務部総務課 氏名 東京 次郎
電話番号(所属)※必須 03-XXXXX-XXXX
電話番号(携帯)※任意 090-XXXXX-XXXX

※1 国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けている場合は支給決定を受けた適用事業所番号(適用事業所が移転した場合は移転後の適用事業所番号)を記入してください。
都の就職支援事業を利用した場合は、東京都への交付申請時に対象労働者が勤務する適用事業所
ください。

※2 「申請の手引き」に記載の日本標準産業分類(大分類)に基づき、アルファベットと業種名を記入

当該事業所の
担当者の情報
を記入してく
ださい。(提出
代行者ではあ
りません。)



申請書は雇用保険適用事業所ごとに作成してください。

様式第1号内訳（第8条関係）（令和3年4月26日改正）

5 雇用保険適用事業所番号

雇用保険適用事業所番号	1	3	0	1	-	1	2	3	4	5	6	-	7
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

6 対象労働者ごとの情報

確認の上、必ずチェックを入れてください。

(1)

氏名	東京 三郎 (旧姓:)		正規雇用	採用時点の満年齢	35 歳
正規雇用採用日	2020年 5月 1日 (申請日時点で正規雇用した日から6か月経過していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> ←確認の上チェック)				
提出書類選択	A)の申請 又は B)の申請 どちらかに <input checked="" type="checkbox"/> チェック	決定通知書	<input type="checkbox"/> 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)	<input checked="" type="checkbox"/> 特定求職者雇用開発助成金(安定雇用実現コース)(31年度に限る)	
		助成金番号	● ● ● ● - ● ● ● ● ● ● ● ● - ●		
		<input checked="" type="checkbox"/> ①東京労働局長への支給申請額どおりに支給決定を受けた <input type="checkbox"/> ②東京労働局長への支給申請額に対し増額又は減額の支給決定を受けた※②に該当する場合は、申立書(参考様式1)の提出が必要です。			
		<input type="checkbox"/> 就活エクスプレス事業	<input type="checkbox"/> ミドルチャレンジ事業	<input type="checkbox"/> 東京しごと塾事業	<input type="checkbox"/> ミドル世代正規雇用支援事業
		<input type="checkbox"/> 雇用創出・安定化支援事業(雇用安定化就業支援事業含む)			
正規雇用採用日時点	所属事業所所在地(区市町村まで)	東京都 新宿区		派遣(出向)の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
申請日時点	所属事業所所在地(区市町村まで)	東京都 新宿区		派遣(出向)の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

採用された日から姓が変更になっている場合は記入してください。また、変更履歴が確認できる書類等を添付してください。

(2)

対象労働者が2名以上いる場合、続けて記入してください。

氏名			正規雇用	採用時点の満年齢	歳
正規雇用採用日	年 月 日 (申請日時点で正規雇用した日から6か月経過していますか。 <input type="checkbox"/> ←確認の上チェック)				
提出書類選択	A)の申請 又は B)の申請 どちらかに <input checked="" type="checkbox"/> チェック	決定通知書	<input type="checkbox"/> 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)	<input type="checkbox"/> 特定求職者雇用開発助成金(安定雇用実現コース)(31年度に限る)	
		助成金番号	- - - - -		
		<input type="checkbox"/> ①東京労働局長への支給申請額どおりに支給決定を受けた <input type="checkbox"/> ②東京労働局長への支給申請額に対し増額又は減額の支給決定を受けた※②に該当する場合は、申立書(参考様式1)の提出が必要です。			
		<input type="checkbox"/> 就活エクスプレス事業	<input type="checkbox"/> ミドルチャレンジ事業	<input type="checkbox"/> 東京しごと塾事業	<input type="checkbox"/> ミドル世代正規雇用支援事業
		<input type="checkbox"/> 雇用創出・安定化支援事業(雇用安定化就業支援事業含む)			
正規雇用採用日時点	所属事業所所在地(区市町村まで)	東京都		派遣(出向)の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
申請日時点	所属事業所所在地(区市町村まで)	東京都		派遣(出向)の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

すべての項目にチェック☑が必要です。

様式第2号（第8条関係）（令和3年4月26日改正）

東京都知事 殿

誓約書

私は、東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金交付要綱の規定に基づく助成金の交付申請を行うにあたり、以下のことを誓約します。（□欄に☑チェックしてください。）

- 対象労働者については、非正規雇用を経ずに、正規雇用労働者として採用していることを誓約します。
- 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間、当該雇入れに係る事業所で雇用する労働者を、当該労働者の責めに帰す理由による場合や天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となった場合を除き解雇等事業主の都合で離職させていないことを誓約します。
- 交付申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等がないことを誓約します。
- 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていることを誓約します。
- 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていることを誓約します。
- 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別条項を付帯した場合はその上限時間）を超える時間外労働をさせていないことを誓約します。
- みなし労働時間制（事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制）において、労使協定又は労使の合意で定めた時間が法定労働時間を超える場合、その時間が月80時間以下であることを誓約します。
- 交付申請日の前日から起算して、過去6か月の時間外労働の平均が月80時間を超える労働者がいないことを誓約します。
- 令和2年4月1日から交付申請日の前日までの間において労働基準法に定める時間外労働の上限規制を順守していることを誓約します。
* 原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間（年6か月まで）、時間外労働が年720時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要）。
- 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていることを誓約します。
- 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないことを誓約します。
- その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していることを誓約します。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。
* 接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、東京都が警視庁に照会することに同意します。
* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 本助成金の申請に当たって提出する書類はすべて、虚偽がないことを誓約します。
- 本助成金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ないことを誓約します。
- 東京都から現地確認の依頼その他審査に必要な事項の検査等があった場合は対応することを誓約します。
- 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コースまたは安定雇用実現コース）の申請内容及び支給決定内容について、東京都が国に照会することに同意します。

令和●●年●●月●●日

本誓約書の内容に虚偽や不正がある場合、助成金交付後に発覚した場合は助成金を全額返還します。

申請書と同じ日付を記入してください。

代表者氏名は、署名（代表者自筆）とし、印鑑は不要です。ただし、代表者氏名にゴム印を利用する場合は、印鑑証明書と同じ代表者印が必要です。

申請書と同じ表記で記入してください。

事業主の所在地
事業主の名称
代表者役職・氏名

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
株式会社都庁サービス

代表取締役 東京一郎

一部項目に変更が生じた場合も、
すべての項目を記入してください。

法人用

支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

令和●年 ●月●●日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金 は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人

住所 新宿区西新宿2-8-1 西新宿ビル1階

(連絡先電話番号 03 (5321) 1111)

氏名 株式会社都庁サービス

代表取締役 東京 一郎

印

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

印鑑証明書に記載のある
所在地を記入してください。

【氏名】法人の場合は、**法人名**及び代表者職・氏名を印鑑証明書と同じ表記で記入してください。

【印】印とありますが、押印は不要です。

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
銀行・信用金庫 みずほ	本店 みずほ 支店	00010671	1	01111111
信用組合・農協				
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				
カ) ト チ ヨ ウ サ ー ビ ス				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1 普通、2 当座、4

ご注意

- 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- ~~変更の場合は変更箇所のみご記入ください。~~

【口座名義人記入上の注意事項】

- 小文字は大文字にしてご記入ください (例:「ア→ア」など)
- 濁点 (`)、半濁点 (`)、ピリオドも1文字としてご記入ください。
- 法人名は略語をご記入ください。
(例) 株式会社●●→ カ)、●●株式会社→ (カ
有限会社●●→ ユ)、●●有限会社→ (ユ など
- 代表取締役の表記は不要です。
- 口座名義人名に数字やアルファベットが含まれる場合は、通帳のとおりご記入ください。

一部項目に変更が生じた場合も、
すべての項目を記入してください。

個人用

支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

いずれかに○をつけてください。

令和●年 ●月●●日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる「東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金」は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人

住所 新宿区歌舞伎町2-42-10 印鑑証明書に記載のある住所をご記入ください。

(連絡先電話番号 03 (6205) 6730)

氏名 新宿 次郎 【氏名】印鑑証明書に記載のある個人の氏名をご記入ください。※屋号は不要です。
【印】㊟とありますが、押印は不要です。

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
<u>銀行・信用金庫</u> <u>みずほ</u> 信用組合・農協	<u>本店</u> <u>みずほ</u> 支店	<u>00010671</u>	<u>1</u>	<u>0111111</u>
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				
<u>シン シ ヨク シ ロウ</u>				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1 普通、2 当座、4

【口座名義人記入上の注意事項】

- ①小文字は大文字にしてご記入ください (例:「ア→A」など)
- ②濁点 (`), 半濁点 (`), ピリオドも1文字としてご記入ください。
- ③口座名義人名に数字やアルファベットが含まれる場合は、通帳のとおりご記入ください。

ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 ~~変更の場合は変更箇所のみご記入ください。~~

実績報告書は、支援期間が終了した翌月の実績報告受付期間内に提出してください。(P. 8参照)

提出日は実績報告受付期間内の日付を記入してください。

様式第6号(第12条関係)

令和●年●月●●日

捨印

東京都知事 殿

印鑑証明書と同じ表記で記入してください。【法人・個人共通】
※ 個人の場合、「名称」は屋号を記入してください。

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
事業主の名称 株式会社都庁サービス
代表者役職・氏名 代表取締役 東京 一郎

印

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金
実績報告書

印鑑証明書と同じ代表者印を押印してください。

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金(以下「助成金」という。)について、助成金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 実績報告額

金 30万円

金額は捨印対応できませんので、誤りのないようお願いします。
交付決定額より実績報告額が減額になった場合は、中止承認申請書(様式第9号)の提出が必要です。

(実績報告額の内訳)

対象労働者数	金額	実績報告額
1人	30万円	30万円
2人	60万円	
3人以上	90万円	

2 支援期間中の対象労働者の勤務状況

支援期間 令和●年●月●●日 ~ 令和●年●月●●日

手引きP8の支援期間を記入してください。
(例) 第1回交付申請受付期間の場合
令和3年8月1日~
令和3年10月31日

	氏名	所属事務所所在地(支援期間末日時点) (区市町村まで)
1	東京 三郎	東京都 新宿区
2		東京都
3		

交付申請時から姓が変更になっている場合は、
変更履歴が分かる証明書を添付してください。

4 連絡先

所属	総務部総務課
連絡担当者氏名	東京 次郎
電話番号	03-XXXXX-XXXXX
電話番号(携帯)	090-XXXXX-XXXXX

対象労働者 1 名につき 1 枚提出してください。

様式第 6 号（第 1 2 条関係）別紙 1

指導育成計画書

事業主の名称	株式会社都庁サービス
事業主の所在地 (印鑑証明書に同じ)	東京 都/道/府/県 (※都道府県のみで可)
対象者の所属する 事務所の所在地 (区市町村まで)	東京都新宿区 (※面談日時点に所属する事務所)
対象者氏名	東京 三郎 交付申請書と同じ対象労働者を記入してください。
勤務状況	・週 5 日週休完全 2 日制で勤務 ・販売店の目標訪問件数も上がり、顧客との情報交換も良く顧客情報の把握ができるようになっている。
採用日	採用日： 令和 2 年 5 月 1 日
現在の業務内容	① 現在の業務内容 △△商品の販売
現在の業務内容	② 業務にあたって必要な資格、求められる能力等 ・ △△商品の基本的な製品知識 ・ 商品説明、販売ができる接客力
3 年後の 到達目標・内容 ※本人と面談の上、 記載ください。 ※次ページの「3 年 目の取組目標」欄と 同じ内容としてくだ さい。	①担当エリアの損益管理ができるようになる。 ②後輩のメンターになれるようになる。 ③部署の課題がとりまとめ、改善提案ができるようになる。
特記事項 (配慮すべき事項な ど)	

対象労働者に身に着けてほしい知識、技術、能力や達成してほしい目標等を具体的に記入します。

支援期間開始日を記入してください。

対象労働者が左記の取組目標を達成するための具体的な育成方法について記入します。また、予定している研修内容についても記入します。

<支援期間開始日（令和3年8月1日）からの育成にかかる3年間の年次計画>

1年目（支援期間開始日から1年目）

取組目標	具体的な育成方法
① 商品知識の習得 ② 顧客状況の把握 （販売担当エリア： ○○地域） ③ 販売店の目標訪問件数の達成	① 製品カタログ、マニュアルを使用した社内での研修会（1回/3ヶ月） ② 販売店カード（納入実績等）メンター同行による顧客訪問 ③ 販売店カード（納入実績等）を使用した訪問件数の日次チェック

2年目（支援期間開始日から2年目）

取組目標	具体的な育成方法
① 営業力の強化を図る ② 後輩の指導、教育ができるようにする ③ クレーム対応力をアップする 3年目の取組目標は前頁の3年目の到達目標を記載します。	① ターゲット顧客向け提案型営業の実施（プレゼン資料、POP広告） ② 受注の成功事例、顧客獲得などの勉強会を後輩と実施する。自身の経験を営業マニュアルに追加して後輩への教育資料を作る ③ クレーム事例を一元管理して情報を共有する。その中で対応力を磨きクレームの問題解決マニュアル化を図る

3年目（支援期間開始日から3年目）

取組目標	具体的な育成方法
① 担当エリアの損益管理ができるようにする ② 後輩のメンターになれるようになる ③ 部署の課題をとりまとめ改善提案ができるようになる 面談実施日（支援期間開始日から1ヶ月以内）を記入してください。	① 会社の決算書から部署の損益を分析し、販売利益率のアップ、返品、経費などコストを削減し損益の改善を図る ② 後輩との定期ミーティングを実施し、後輩の話しをよく聞き困っている事や悩んでいる事へアドバイスする。また、自身の経験やノウハウを参考に当面の目標を設定する。 ③ 部署の予算作成から実算管理までの業務を通し、業務の問題点を抽出し改善提案を実施する。 自署してください。また、「所属・役職」も忘れずに記入してください。

上記内容について確認しました。

令和3年 8月 2日 （所属・役職） 営業部 営業第一課長
 （所属長署名） 新宿 太郎

同意しました。

令和3年 8月 2日 （所 属） 営業部 営業第一課
 （本人署名） 東京 三郎

自署してください。

面談実施日（支援期間中の日付）を記入してください。

対象労働者1名につき1枚提出してください。

メンターとは、上司や先輩等で、同じ事務所に所属し、対象労働者に指導、助言をしたり、相談を受ける方のことです。

様式第6号（第12条関係）別紙2

メンター選任・指導報告書

区分	内容
対象者氏名	東京 三郎
選任日	令和3年8月10日
メンター氏名 (所属・役職・ 対象者との 関係)	【メンター氏名】 新宿 一郎 【所属・役職】 営業課 【対象者との関係】 営業課の先輩社員
指導は、支援期間中 3回以上(3日以上) 実施してください。目安として、 1か月に1回実施 してください。	【指導日】 令和3年8月16日 【指導場所】 営業課 ミーティングルーム 【指導内容】 今月訪問する予定の顧客に適した製品のカタログ、仕様書を使い 提案する内容について具体的に説明した。
メンターによる 指導結果 ※指導回数が多い 場合は、適宜行 を増やして記入 ください。	【指導日】 令和3年9月24日 【指導場所】 顧客先 A社応接室 【指導内容】 顧客状況の把握として、既存店の顧客へ訪問した時に対象者を帯同させ 最近の主力製品の売れ行き、ユーザーの評判・ニーズなどヒアリングの ポイントを指導した。
	【指導日】 令和3年10月20日 【指導場所】 営業課 事務室 【指導内容】 販売目標の達成に関して、売上管理システムから今年度上期の実績を 出して担当エリアの売上高が達成しているかどうかの確認と今後の 対応を指導した。
備考	

最後の指導日以降で支援期間中の
日付を記入してください。以上) 実施してください。

上記内容のとおり指導を受けました。

令和3年10月20日 (対象者署名) 東京 三郎

対象労働者が自署してください。

対象労働者 1 名につき 1 枚提出してください。

様式第 6 号（第 1 2 条関係）別紙 3

支援期間中に外部研修又は社内研修を 1 回以上かつ 2 時間以上実施してください。
この報告書には実施した研修の内容を具体的に記入してください。

研修実施報告書

区分	内 容
対象者氏名	東京 三郎
対象者の 研修受講（実施） 目的	営業職としての心構え、商品知識の習得、営業の基本の再認識と倫理規定に沿った行動基準を習得するため
研修計画	<p>【研修名】 初心者向け営業研修</p> <p>【講師役職・氏名（※社内研修の場合記入してください。）】</p> <p>【実施機関名（※外部研修の場合記入してください。）】 株式会社都庁エデュケーション</p> <p>【研修の内容】 新任営業から営業 2～3 年目を対象に営業職としての心構え、営業の基本習得、ケーススタディによるロールプレイング実践</p> <p>【実施期間】 令和 3 年 9 月 2 日（木）～ 令和 3 年 9 月 3 日（金）</p> <p>【実施場所】 東京都千代田区××××</p>
対象者の 研修受講結果	<p>【受講日】 令和 3 年 9 月 2 日（木）～ 令和 3 年 9 月 3 日（金）</p> <p>【受講時間数】 7 時間(内訳：令和 3 年 9 月 2 日に 3. 5 時間、9 月 3 日に 3. 5 時間)</p> <p>【受講場所】 東京都千代田区××××</p>
備考	

※研修内容が分かる研修通知、パンフレット、テキストのいずれかを添付してください。

※内容が異なる研修を複数回実施した場合は、別様式で提出してください。

※研修は支援期間内に 2 時間以上実施してください。

上記内容のとおり研修を受講しました。

対象労働者が自署してください。

令和 3 年 9 月 3 日（対象者署名）東京 三郎

研修日以降で支援期間中の
日付を記入してください。



委任状

東京都知事 殿

<提出代行者>

住 所	東京都千代田区九段下●丁目●番●号
法人名又は屋号	●●社会保険労務士事務所
代表者役職・氏名 (担当者氏名)	代表 ●● ●● △△ △△
電 話 番 号	03 (○○○○) ○○○○

上記の者に対し、「東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金」の提出代行に関する手続きの権限を委任します。ただし、委任事項に対する東京都からの問い合わせについて、誠実に対応することを誓約いたします。

令和●年●●月●●日

申請書と同じ日付を記入してください。

印鑑証明書と同じ表記をお願いします。【法人・個人共通】
※ 個人の場合、「名称」は屋号を記入してください。

<委任者>

事業主の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
事業主の名称	株式会社都庁サービス
代表者役職・氏名	代表取締役 東京 一郎 (印)
電 話 番 号	03 (××××) ××××

印鑑証明書と同じ代表者印を押印してください。

P. 10 記載の撤回届提出期限までに申請した対象労働者全員を対象外とし、申請を取り下げる場合に提出してください。

様式第 5 号（第 10 条関係）

東京都知事 殿

捨
印

令和●年●月●●日

提出日（郵送の場合は発送日）を記入してください。

印鑑証明書と同じ表記で
お願いします。

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

事業主の名称 株式会社都庁サービス
代表者役職・氏名 代表取締役 東京 一郎

印

印鑑証明書と同じ代表者
印を押印してください。

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金

交付申請書の右上の申請の
日付を記入してください。

申 請 撤 回 届

令和●年●月●●日付申請書により申請を行った東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金について、東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり申請の撤回を申請します。

記

申請を撤回する理由を具体的に記入してください。

1 申請撤回理由

支援期間開始日までに対象労働者○○○○、●●●●への支援体制が整わないため。

※交付決定後に助成金の申請を取り止める場合には、本様式は使用せず、中止承認申請書（様式第 9 号）を速やかに提出してください。

交付申請後に申請事業主に係る変更をする場合、速やかに提出してください。

様式第8号（第18条関係）

捨
印

提出日（郵送の場合は発送日）を記入してください。

令和●年●月●日

東京都知事 殿

変更後の印鑑証明書と同じ表記をお願いします。

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

事業主の名称 株式会社都庁サービス

代表者役職・氏名 代表取締役 東京 太郎

印

交付申請書の右上の申請の日付を記入してください。

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金
申請事業主に係る事項の変更報告書

印鑑登録された代表者印に変更があった場合は新しい印を押印してください。変更がなければ申請時と同じ印を押印してください。

令和●年●月●日付で東京都知事に申請した東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金について、申請事業主に係る事項（名称、所在地、代表者等）を下記のとおり変更したので、東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 変更事項

変更前

代表取締役 東京 一郎

変更後

代表取締役 東京 太郎

所在地が変更になった場合は、郵便番号も記入してください。

2 変更理由

令和○年○月○日付で代表者が変更

【添付書類】 変更内容により、以下の書類を添付してください。

(1) 法人の場合

○ 名称、所在地、代表者氏名（代表者印含む）のいずれかの変更の場合

・印鑑証明書〔原本1通（発行後3か月以内）〕

・（名称、所在地、代表者氏名の変更の場合）

商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）〔原本1通（発行後3か月以内）〕

・支払金口座振替依頼書

支払金口座振替依頼書は変更用に○印をつけてください。

※（振込口座に変更がある場合）通帳またはキャッシュカードなど口座名義人（フリガナ）が記載されているものの写しを添付してください。

○ 代表者印のみの変更の場合

・印鑑証明書（原本1通（有効期限3か月以内））

・支払金口座振替依頼書（変更用）

(2) 個人の場合

○ 事業地・屋号等の名称、所在地の変更の場合

・個人事業の開業・廃業等届出書の写し ※変更用

○ 代表者氏名、居住地、代表者印の変更の場合

・印鑑証明書（原本1通（発行後3か月以内））

・支払金口座振替依頼書

支払金口座振替依頼書は変更用に○印をつけてください。

※（振込口座に変更がある場合）通帳またはキャッシュカードなど口座名義人（フリガナ）が記載されているものの写しを添付してください。

個人の代表者氏名及び居住地に変更があった場合は、変更履歴が分かる証明書（住民票等）も添付してください。

撤回届提出期限の翌日以降に事業実施計画を中止（一部又は全部中止）する場合速やかに提出してください。

様式第9号（第18条関係）

捨
印

提出日（郵送の場合は発送日）を
記入してください。

令和●年●●月●●日

東京都知事 殿

印鑑証明書と同じ表記で
お願いします。

事業主の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
事業主の名称 株式会社都庁サービス
代表者役職・氏名 代表取締役 東京 一郎 ⑧

交付申請書の右上の
申請の日付を記入し
てください。

東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金

中止承認申請書

印鑑証明書と同じ代表者印
を押印してください。

年 月 日付で東京都知事に申請した東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金について、
東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金交付要綱第18条第2項の規定に基づき、下記の通り事業
計画の

一部

全部

中止を申請します。

該当する方に○をつけてください。

1 中止する内容

対象者○○の支援の中止

※支援期間中に事業実施計画を実施できず中止する場合は
「全部」に丸をつけてください。
一部の対象労働者が退職となったとき等により事業実施計
画の一部を中止する場合は、「一部」に丸をつけてください。
なお、交付決定後の対象労働者の変更や追加はできません。

2 中止する理由

対象者○○が●月●日付で退職し、支援事業ができなかったため。

都の就職支援事業を利用し、職業紹介が行われた場合に、職業紹介事業者が発行する証明書です。(事業主へ原本、対象者へ写しが発行されます。)
 職業紹介事業者は、該当する都の就職支援事業を、都から受託（再受託含む）している事業者に限ります。

様式第11号

職業紹介実施証明書(東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金申請用)

下記の通り、職業紹介を行いました。

作成日 令和●年●月●日

氏名	東京 三郎
利用事業名	●●●●●
職業紹介先	住所: 東京都新宿区新宿 ●—●—● 事業主名: 株式会社東京都サービス
職業紹介実施日	2020年 10月 1日
職業紹介事業者 (事業主住所)	住所: 東京都●●区●● ●丁目●番地 株式会社●●● 担当 ●●●●●

原本での提出が必要です。
 交付を受けた原本をA4サイズのまま、ご提出ください。